

平成30年9月11日（火）

（午前9時30分 開議）

○議長（岡 弘悟君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（岡 弘悟君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡 弘悟君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において3番 杉本君、4番 今城君の2名を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（岡 弘悟君）日程第2 一般質問 を行います。

順番8、9番 楠本君。

〔9番（楠本知子君）登壇〕

○9番（楠本知子君）皆さん、おはようございます。2日目のトップバッターになってしましまして、きょうも1日頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

今回、3項目質問させていただいております。

1番目に、メガソーラーパネルの設置についてお伺いします。

全国で整備が進むメガソーラー建設に、業者と住民間でのトラブルが相次いでいます。本来、環境を守るはずのメガソーラーが自然破壊するという現実国内では法整備ができておらず、各自治体は対応に苦慮しています。和歌山県においては、仁坂知事から3

月メッセージで発信され、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例が3月23日に公布、6月22日全面施行となりました。

平山城自治会において、「5月21日から応其地区において伐採・除草作業を予定しております」との回覧が回りました。その後、作業が行われ法面が露出されました。8月26日には、この件について自治会会長を中心に平山城自治会では会合が持たれまして、会長よりこれまでに至った経過等を報告していただきました。

自然エネルギーの未来を育む太陽光発電は大事な事業とは思っておりますが、平山城団地の民家、法面下には応其区、伏原区の民家、応其こども園と隣接をしております。地域住民にとってはどうなるのか不安でいっぱいです。

そこで、市に伺います。

①法面の開発が許可されたのはいつですか。
②法面の木々が伐採され危険な状態になっています。今後の風水害に備えての対策が必要だと思いますが、市としての対策を伺います。

③ソーラーパネル設置事業者は知事の認定を受けておられますか。

④ソーラーパネルを設置するにあたり、地域の説明会をされるよう指導していただけますか。

2項目めに、災害対応型カップ自販機の設置について伺います。

東日本大震災の経験から生まれた災害対応型カップ自販機は、災害発生後、電気と水が確保されれば、災害時にお湯・お水が出ます。特にお湯が無料提供できるため、赤ちゃんの粉ミルクの調乳やアルファ米の調理、フリー

ズドライや備蓄品の調理ができます。本市においても、避難所や病院等においてこの自販機の設置はできませんか。

3番目に、チャイルドシートの装着について、産前に啓発をとということで伺います。

警察庁による今春の調査で、国内のチャイルドシートの使用率は66%にとどまっている。使っていても半数超は装着方法を間違っていたとの報道がありました。交通事故の際、チャイルドシートを正しく装着していた子どもに比べ、約16倍もの致死率が高まると言われます。子どもが嫌がるからなどの利用で使われない親もおられるということです。チャイルドシートも使用を求める法の厳格化と言われる声もありますが、ワクチン接種と同じく子どもの命を守るチャイルドシートの選び方・つけ方講習会をしていただきたく伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君の質問項目1、メガソーラーパネルの設置に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（奈良雅木君）登壇〕

○建設部長（奈良雅木君）皆さま、おはようございます。

メガソーラーパネルの設置についてお答えします。

まず、一点目の法面の開発が許可された時期についてですが、市として調査したところ、都市計画法第29条に基づく開発許可を取得した実績は確認できませんでした。なお、平成28年の競売資料現況調査報告書によると、開発に着手したのが昭和40年代で当該区域の西側より宅地開発を始め、昭和51年まで造成工事をしていたことを確認することができました。

次に、二点目の今後の風水害に備えた市の対応についてですが、本年6月22日、和歌山県において、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例が施行されました。

この条例における第11条第1項においては、土砂の流出または崩壊その他災害を発生させるおそれがある場合は基準を満たしていることを認定条件としています。

しかしながら、平山城団地南側斜面の樹木伐採については、条例施行の6月22日以前に行われており、和歌山県の認識では、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の対象にあたらぬとの見解で、この条例に基づいて規制することができない事業となっています。

現在、法面の状況としては、樹木を伐採したことで、崖崩れの発生を誘発助長する可能性が高まったと認識しています。現時点で事業を規制する法律がないことから、今後、風水害に備えた市としてできる対策として、和歌山県に対して土砂災害防止法に基づく土砂災害危険箇所の基礎調査への早期着手をお願いしているところです。

この基礎調査の結果、当該斜面が土砂災害のおそれのある区域であることが明らかになった段階で、事業者に対し土砂災害を引き起こす危険性があることについての認識を促し、対策の実施について働きかけていきたいと考えています。

また、住民に対しても県の調査結果をもとに土砂災害の危険性について周知を図り、避難体制の整備などソフト対策の推進についても検討を進めていきたいと考えています。

○議長（岡 弘悟君）市民生活部長。

〔市民生活部長（田中忠男君）登壇〕

○市民生活部長（田中忠男君）おはようございます。

次に、三点目のソーラーパネル設置事業者

は知事の認定を受けておられますかとおた
だしですが、当該事業については前述のと
おり本条例の対象とはならないため知事の認定
は受けていませんが、電気事業者による再生
可能エネルギー電気の調達に関する特別措置
法の規定に基づき、経済産業省より固定価格
買取制度の認定を受け事業を実施すると聞い
ています。

次に、四点目のソーラーパネル設置をされ
るにあたり地域の説明会をされるよう指導し
ていただけませんかとおたしですが、現在、
本市においては太陽光発電事業について
条例等で規制しておらず、事業者に対し説明
会の開催等について直接指導することは困難
と考えますが、当該事業については市民の生
活環境の悪化や樹木の伐採による法面の崩落
等も考えられることから、事業者に対し一
方的に事業を進めるのではなく、地域との関
係構築を図るためにも説明会の開催や法面
の保全についても真摯に対応するよう働き
かけていきます。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君、再質問
ありますか。

9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ご答弁ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

私は平山城団地に住んでもう35年が過ぎた
んですけれども、この上がる法面なんですけ
れども、この上がる法面なんですけれど、
この法面についての宅地開発についてなん
ですけれども、これまでもいろんな流れが、
住んでいた中でいろんな場面があったん
ですけれども、法面を開発される、さわら
れるということはこれまでなかったこと
であります。先ほど部長がご答弁いただき
ましたのは、開発許可を取得した実績は確
認できないということのご答弁いただきま
して、それはわかりました。そういうこと
になっている

んだなということがわかりました。

それから、また今回のソーラーパネルを
設置するにあたっての民間事業者は、和歌
山県の太陽光発電事業の実施に関する条例
の対象に当たらないということもわかりま
した。そうなりますと、我々住んでいる平
山城、特にその下の住民の方もいらっしゃる
わけですが、住民にとってはますます不安
が募ってくるわけです。

ちょっと資料を見ていただきたいと思
うんですけど、4枚の写真をつけさせてい
たいております。一番左の端と右上の写
真を見ていただきたいと思うんですけど、
この道は国道24号、神野々西から北向
いて上がっていただきますと、JR線を
越えて大和街道を越えて、この平山城
団地に上がる道に続くわけです。この
道、写真で撮ったら何となく広いよ
うに思うんですけど、非常に狭い道
です。この道は軽自動車ですれすれ
で通る道で、もし大型の自動車
であれば待たないと、下で待
って、そして上からおりてくる
のを見届けてまた上がるという、
そういうふうな左からの道
になっております。この右側の
写真に向いて平山城団地に入
っていくわけですが、1番の
このめくられている法面が、
カラー写真のほうがちよ
っとわかりやすいかと思
うんですけど、業者さん
が樹木を全て伐採された
ことによって露出されて
いるんです。そこから
今の状態の中でも、ぼ
ろぼろぼろぼろと土
が落ちて落ちてきてお
ります。何となく危険
というか亀裂という
か、そういうのがあら
わになってきているよ
うに思うんです。

それで、特にこれまでは平山城団地に
上がる道はここしかなかったんです。
ここしかなかったからこの道を皆
さんが通っていたわけ
ですけど、今は開発して
いただいて三つの道
ができましたので、
いろんな二つの道
をむしろ通りながら、
この道を通るのは
怖いからや

めようかなという感じで、皆さん、こっちの違う道を、側道から出る道とかありますんで、なるべくその道を使っているのが現状なんです。それぐらい見た感じも不安なんです。いつこれね、法面落ちてけえへんかなと思ったりしながら、毎日毎日生活しているわけなんです。

この道は県道になるんです。県道になるんで市道ではないんですね。でも、我々にとっては生活道路なんで、市道であろうと県道であろうと生活道路になるわけですし、また、この間のコミバスの変更によりまして、この道をコミバスも走るようになったんですね。この道から平山城東というバス停から入ってこられるようになって、ここの道も往復されるようになっております。

そういう意味においても、私たち含めて住んでいる住民にとっては非常に不安が募ってきているというのをわかっていただきたいなというふうに思います。

そこで、先ほどこの法面については開発がなぜ許可されたのかが非常に不透明な部分があるかと思うんですけれども、現実的にこのようになってしまっておりますので、市として基礎調査をしていただくということをご答弁いただいたので、それは非常にありがたいことやなということに感謝させていただきたいと思うんですけど、この基礎調査、どのような基礎調査で、この調査によってどういうことが解決できるのかなということと、この基礎調査の期間、これをやっていただいて、一体結果がいつ出るのか。このあたりについて教えていただければなと思います。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）基礎調査につきましては、私ども市で行うんじゃなくて県が行うものでございます。それで、できるだけ早くということをお願いして、もう既にかかっ

ていると聞いております。いつ基礎調査が終わるといところまではちょっと把握できていないんですけども、その基礎調査はどんなものかといいますと、この法面の高さが何ぼであるか。どれぐらいの勾配であるか。そういうことをもとに、土砂災害防止法において危険区域というのを指定することができます。もし指定されれば、災害の防止に関して所有者、事業者に対して強く働きかけをできるというふうなことになっております。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）それはわかるんですけど、それまでの期間というのがどれくらいになるのかなというのが住民にとってはすごい不安なんです。それが二、三カ月でわかるんか、1年もかかるんか、それは何もわからないと、市じゃなくて県がやっているからわからないというふうに言われてしまうと、つらいんですよ。そこはやはり県にも聞いていただいて、いつごろに終わるんかとか、基礎調査の結果によってはまたそれなりの対策もしていただけるのかなと思うんですけど、その間は何もしませんよね。何もできないことになりますので、それで、もし何か風水害がこれからも多発しておりますんで、何かあったときの対策は、結局、市としては何もできないというふうなご答弁になってしまうのかなというふうには思うんですけど、それやったら私たちの住んでいる地域住民にとっては不安ばかりが募ってまいりますので。

その減災対策というか、例えば、一番心配していることは、この法面のはがれたところから落ちてくる崖崩れなんです。それは、この平山城自治会の会長が代表して、この法面の、要するに、ちょっとでも補強対策をしてほしいと、伐採されたことによって法面が露出して崩れかけ、いつ崩れるかわかれへんよ

みたいな感じになっている法面に対策ができることであれば、何かあればやっていただきたいというのが要望で多分上がっていると思うんです。それは市には出せないから、業者さんに出しておられます。市に出しても何もしてもらえないでしょう。結局、業者がそういうふうにしたんでということで、業者の責任になると思うんですけれどね。

だから、業者にやっていただくようにしつかりと言ってもらいたくとか、またそういったあたりについての対策を市ができることがあればもっとやっていただきたいというふうに思うんです。基礎調査をやっただけというのはありがたいことだと思うんです。それはそれでいいんですけどね。それはやっていただけたらありがたいんですけど、それってかなりの期間がかかるんじゃないかなと思うんですよ、結果が出るまで。結果が出てから動いていただくということになるんですよ。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）測量するだけなんです、そんな期間はかからないと思っております。それと、私どもにとりましては、こういふときだからこそ住民の皆さま方に寄り添い、そして住民の気持ちになって業務に携わるべきだということを認識しております。

ただしながら、先ほども答弁させていただいたとおり、公的な規制、縛りがないために、強制力は事業者に対してございません。ただしながら、道義的な部分で、私ども建設部、それに環境部局、危機管理部局と連携しながら、お願いになるかもわかりませんが、行政指導というのはしていきたいというふうを考えております。

それで、危機管理部局から申しますと、やはりソフト面になってきて、状況に応じて自主避難をお願いする。そして環境部局からは、

先ほども市民生活部長が答弁させていただいたとおりですし、私ども建設部局としたら、確かに伐採したことによって災害を誘発助長する可能性はございます。それを防止するために私どもが今できることというのは、事業者に対して、暫定的、仮設になるかわかりませんが、例えば、雨が降ったときに地面に浸透しにくいようにブルーシートを施工していただくというふうなことはお願いしたい。お願いしてだめであれば、「それは市ですか、許可してよ」という話もさせてもらわなアカンということは思っております。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）部長、力強いご支援の言葉をいただいたんで、ありがとうございます。そのようにやっていただけたら、本当にありがたいことだと思います。私たち市民の立場に立って行政も一緒に動いていただけるというお気持ちを聞かせていただいたんで、お願いをしたいと思います。

その後、説明会につきましても、今回は何も説明をされずに既にもう樹木が伐採をされてしまっておりますので、もとは戻らないんですよ。その前に説明会が普通はしていただいて、どのような事業をされるのかというのを地元で説明をしていただいて、事業を進めていただくというのがお互いに、こういう発電事業も大事な事業ですので、地元とともに一緒にそういう事業が進められたらいいわけなんですけれども、そういうお話し合いもなく、突然に木が伐採されて法面が露出して、住んでいる住民はびっくりしたみたいな感じになっておりますんで、せめて今からでも遅くはないと思いますので、まずは説明会をしていただいて、どのようなパネルを張ってどのようにされるのか。

昨日、市長も言われていましたように、張

っていただいてもあと10年たてばいろんなことが起きてくるのに、そういうことについてもどうなるのかなというのが不安もあります。そういうのも含めた説明会を、これはやっていただかないと、その業者が法律に当てはまらないというふうなことで、したい放題という言い方は失礼かもしれませんが、そういうふうになっているのであれば、今回、橋本市で条例をつくるよというふうなことを、きのうも市長が言っていただいたんですけど、この市の条例では今回の橋本市の今の私たちのところのことについて、何かメリットのある条例になるのでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）今回、この問題が明るみに出してから、私どもも全国的に市町村、また県も含めてなんですけども、条例を制定している市町村の条例を集めて確認しております。やはり大きな幅がございます。太陽光発電ということで推進しているような形の市町村もあれば、かなり厳しく、県条例では50kW以上となつとるんですけども、それを10kWまで落としたような条例を設定している自治体もございます。市長のほうから、議会冒頭で条例の整備について努めていきたいということで申し上げております。できるだけ年度内の成立をめざしたいんですけども、今のところ条例にするのか、要綱にするのか、またはガイドラインか、まだその辺も固まってはおりません。

ただ、今、議員からおただしのあったように、その条例の中には、基本的には地域の方々への説明会の実施、それについては明記していくべきだろうと考えております。これは県条例においても、50キロ以上の対象の分については既に明記はされております。他の自治体でもほとんどの条例制定している自治体は、その辺は明記しております。また、あと市へ

の事前協議、また工事完了後の報告とか、その辺のことも明記されている自治体が多いということで、参考にしていきたいと考えております。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ありがとうございます。

最後にもう一回だけ聞かせてください。この近畿経済産業局の資源エネルギー環境課のみの認可というか、業者さんはここで受けられていると思うんですけど、住民説明会をしてほしいですという地域からのお声もここへ届けているんですけど、地域としては言っていくところがないんで、ここしかないんでここへ言っているんですけど、それについても市も後押ししていただきたいと思うんですけどね、このあたり。やっぱり説明会、まずしっかりやってほしいというところの窓口がここしかないんで、ここに言っているんですよ。そのことについても、市も一緒になって言っていたきたいなというふうに思うんですけど、そこらだけちょっともう一度お願いします。

○議長（岡 弘悟君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）この平山の問題を把握してから、まず県のほうへ指導のお願いはしております。また、県のほうから事業者に対しての指導というか、要望はいただいております。

また、市のほうとしても、今言われた近畿経済産業局のほうへも直接連絡も入れさせていただいておりますし、先ほど壇上の答弁では業者に対しての指導を進めていきたいということで述べさせていただいたんですけども、既に業者のほうへも連絡をとって、説明会の開催、それらについて既に市からも要望は伝えております。ただ、まだそういう確定しなすという確定の返答というのは、県にも市にもまだいただいております。また、あと市へ

ございます。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）終わらせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目2、災害対応型カップ自販機の設置に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（吉本孝久君）登壇〕

○危機管理監（吉本孝久君）災害対応型カップ自販機の設置についてお答えします。

本市の拠点避難所については全体で43箇所指定しており、そのうち小・中学校などの教育関係施設が33箇所、地区公民館が8箇所、区民会館及び防災センターが各1箇所となっております。

設置については、拠点避難所のほとんどが学校教育施設という性格上、設置は困難であり、また災害時においては、電気の供給停止が予測され、カップ型自動販売機は機能停止となる場合もあります。

販売機の機能を維持するには非常用電源の確保を行わなければなりません、そのために必要な費用などの問題を抱えております。

しかし、地区公民館を除く市の拠点避難所には防災倉庫を設置しており、この倉庫内にLPガスボンベ、コンロ、かまど及び水を備蓄しております。この備蓄品を用い、お湯を沸かしていただき、粉ミルクの調乳やアルファ化米の調理などに使用していただけます。

また、各地区公民館においても備蓄倉庫の整備を考慮していますが、整備完成までは調理施設が常設されておりますので、この施設を活用していただきたいと考えます。

さらに、各自治体とは災害時における相互応援協定の締結、民間企業、各種団体とも物資提供に関する協定を締結しており、災害時には水をはじめ、必要とする物資の提供も協

力を得られる体制を構築しています。

以上のことから、市が主導する災害対応型カップ自動販売機の設置については、現在のところ考えていません。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

〔病院事務局長（小林久義君）登壇〕

○病院事務局長（小林久義君）災害対応型カップ自販機の設置についてお答えします。

現在、橋本市民病院に設置している自動販売機は11台で、うち3台はカップ式自動販売機となっております。これらは平成30年度末で契約期間が満了となり、更新にあたっては患者さんの利便性の向上、そして地域災害拠点病院としての機能をより高めることを目的としまして、災害対応型カップ自販機の設置も検討していきたいと考えます。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君、再質問ありますか。

9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ご答弁ありがとうございます。災害による被災地支援の活用事例ということで、その業者さんが発信されているのが載っていたんですけど、2014年に災害地で2箇所、2015年で3箇所、2016年で1箇所なんですけど、特に2016年の熊本県の阿蘇医療センターで、このカップ式自販機が非常に活用していただいて、皆さんから喜んでいただいたというお声が載っておりました。先ほどご答弁いただいた中で、市民病院におかれましては、30年度の時期を見て災害のこのカップ自販機を設置していただけるといいお答えであったというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

市当局におかれましては考えておりませんというお答えをいただいたんですけども、私の別の一般質問の体験でちょっと言わせていただきましたんですけど、前に道路の見える化について一般質問したことがあったん

です。見える化にスケルカというのを活用したらどうですかということをお聞きしてもうたんですけど、そしたら、それは無理な話なんですけどね。でも、私が一般質問したことはやっぱり橋本市議会はユーチューブで、今月からはユーチューブなんですけど、ユーチューブで発信をさせていただいているので全国発信になっているんですね。

そしたら、その会社から電話がかかってきて、スケルカの会社が、「使う使わないは別として、どんなものか説明させてください」と言うてきてくれはったんです。議会で何人かの議員でそういう話も聞かせていただいたんで、これも業者から各自治体に「使ってください」と言われている業者が自治体に行かれていますところもあるんですよ。つけられているところもあるんで、橋本市は今のところつけることは考えていませんということなんですけど、業者から「どうですか」というようなお声がかかったら、またそのときはどうでしょうか。検討いただけますか。

○議長（岡 弘悟君）危機管理監。

○危機管理監（吉本孝久君）販売機の機能を維持するためには、非常用電源、それから水道確保の対策工事、それから設置手数料等の条件がありますので、その条件をクリアしていただけるのであれば、協議を進めていけるものというふうに考えます。

○9番（楠本知子君）以上です。2は結構です。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目3、チャイルドシート装着について、産前に啓発をに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）チャイルドシートの装着について、産前に啓発をというご

質問にお答えします。

本市では、産前の啓発として、妊娠届の提出に来庁された全ての方に母子健康手帳とあわせてチャイルドシート安全比較ブックを手渡しています。

これは国土交通省が監修し、独立行政法人自動車事故対策機構が発行する冊子で、市販のチャイルドシートについて前面衝突試験・使用性評価試験の結果や適性な使用方法、取り付け方などを見やすく掲載したものです。

道路交通法では、チャイルドシートを使用せずに6歳未満の幼児を乗せて運転してはならないと決められていますが、警察庁の調査によると、年齢層別チャイルドシート使用率は、1歳未満で84.4%、1歳から4歳で67.9%、5歳が44.1%であり、年齢が上がるにつれて低くなっています。

市として、子どもの命を守るチャイルドシートの使用率を上げるため、子どもの保護者に対し健診や健康相談の際にチャイルドシートの使用について啓発するとともに、あわせて産前産後のチャイルドシートの使用啓発について、市内産婦人科医院にも協力をお願いしていきます。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君、再質問ありますか。

9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ご答弁ありがとうございます。

公明党のほうで100万人訪問運動というのをやっていたんですけど、それで私も子育てアンケートということで、子育ての世代の方々にちょっといろんな訪問をさせていただきながらいろんなお声を聞いている中で、チャイルドシートについてのお声をいただいたんで、ちょっと今回質問をさせていただきました。

その質問の後に、一般紙で「医療ルネサンス」という記事がありまして、そこでチャイ

ルドシートの産前に啓発をということで、非常に先進的な取り組みをしておられる宝塚市のことが載っていたんです。宝塚市ではチャイルドシートの取り組みが紹介をされておりました、特にクリニックでしておられるというのがすごいなと思って、すばらしい取り組みやなと思って読ませていただいたんです。

そこで、橋本市もチャイルドシートについては、特別に教室というかそういうのはやっていただけていなかったかと思うんで、ただ、母子手帳をいただいたときに一緒にチャイルドシート安全比較ブックというこれをいただいているかと思うんです。これをいただいたらこれを読めばいいんですけど、なかなか読まないんですよ、いただいたまんまで。そのいただいたまんまで読まないで、ちょっと具体的にチャイルドシートについてどんなものを、どういうつけ方したらいいのか、また、どんなものを選んだらいいのか、簡単でもいいからちょっとアドバイスをしていただければ全然違うのかなというふうに思いました。

健康福祉部長は、今後そういうことをやっていただけるというご答弁やったと思うんですけど、ママパパ教室ですね、橋本市はやっていただいているのは。そこでやっていただけるということで、よろしいですか。それから、またクリニックにも啓発していただけるということで、すいません、再度よろしくお願ひします。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）答弁にもありましたように、クリニックのほうには啓発を行っていきます。それと、その冊子にもありますように、チャイルドシートにいろいろな種類がありまして、なかなかつけ方まで市で指導するというのは責任も出てきますので、なかなか難しいと思います。

私もいろんなインターネットを見まして、今、いろいろなところで行っているのは、県とJAFと一緒に県内を回って、啓発とか、つけ方の指導をやっているところが多いです。県または警察の方も入ってやっているところも多いので、橋本市としては健康課との協議にもなるんですけども、橋本市にも子育て世代包括支援センターができましたので、これを利用しまして、そのイベントの一つとしてJAFを呼んで、JAFを呼べば出張費だけで来てくれるみたいなんで、そのときにそういうふうな関係する親とかを呼びまして、つけ方の講習なりをやっていきたいと考えています。

1歳8カ月健診とか、産前とかに健康手帳とかを取りにこられるんですけども、ばらばらに来られますし、できれば年に1回とか2回とかまとめてやりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○9番（楠本知子君）よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君の一般質問は終わりました。